

入間市公共施設 PPA 事業仕様書

令和 6 年 4 月

入間市

第1章 事業に関する事項

1 実施事業名

入間市公共施設 PPA 事業

2 事業目的

本事業は、本市における2050年のゼロカーボンシティ実現に向けて、「入間市公共施設 PPA 事業 プロポーザル実施要領 2 背景と目的」に掲げる、以下の目的を達成するために、公共施設へ再生可能エネルギーを導入し、効果的に公共施設の脱炭素化を推進するものである。

- ① 官民共創によるゼロカーボンシティの実現
- ② エネルギーの地産地消の実現（域外流出の抑制）
- ③ 地域の課題解決と地域循環経済の推進
- ④ 地域住民、地域事業者の有益性

3 事業概要

対象となる市内公共施設に、PPA 手法により太陽光発電設備を導入する。また、太陽光発電設備設置事業者に対して補助金を交付する。

4 対象施設および設備（予定）

産業文化センター、市民活動センター、西武地区体育館、鍵山浄水場、扇町屋配水場について、太陽光発電設備を設置する。

5 事業内容

事業内容は、PPA 手法を用いた再生可能エネルギーの導入（太陽光発電設備の設置）とし、詳細は次のとおりとする。

(1) 再生可能エネルギー導入・マネジメント

- ① 太陽光発電設備の導入

- ア 前述の施設に太陽光発電設備を導入し、運転、管理及び維持などを行い、設置施設に電力を供給する。
- イ 太陽光発電設備の設置は、オンサイト PPA で行うものとし、市と電力供給契約について協議し、締結する。
- ウ 太陽光発電設備で発電した電力は、設置施設において自家消費するものとする。
- エ 事業者は、対象施設の設備容量の検討や設備設置に伴う現地調査を、施設管理者と調整のうえ実施し、本事業を所管する部署に報告する。
- オ 事業者は提案をもとに設計した設備を導入し、設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行う。
- カ 事業者は適切な計測・検証手法を導入し、月単位の発電電力量及び電気の自家消費量を編集可能な電子データで翌月 10 日までに報告する。
- キ 事業終了後、導入した設備については、市に無償で譲渡する。
- ク 本事業により公共施設（防水層等も含む）を破損した場合には、事業者の負担で修復を行う。

② 再生可能エネルギーの有効活用

停電を伴う災害等の非常時にも、再生可能エネルギー電力を活用できるようにする。

③ その他

事業者は施設管理者等への説明業務（非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行うこと。内容等については市と協議の上、決定する。

6 事業期間

現地調査等完了後、市と協議の上契約を締結し、速やかに事業に着手する。なお、契約期間（運転期間）は下記のとおりとする。

- (1) 対象施設への太陽光発電設備の導入・・・令和 7 年 3 月 31 日まで
- (2) 対象施設の電力契約（運転）期間・・・20 年間

また、本事業は国の交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業））

を活用するため、(1)のとおり、設備の導入及び運転開始時期は、原則として令和7年3月31日までに完了させること。ただし、電力供給開始時期については、施設ごとに市と協議の上決定する。

7 条件等

(1) 料金設定

- ① 対象施設の料金単価は、本事業において設置された設備を運転することにより供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を、市は運転期間に置いて事業者が毎月支払うものとする。
- ② 電力使用量は、計量法により検定を受けた電力計により事業者が計測するものとする。
- ③ 契約単価及び月額料金は、施設ごとに定め、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料調整費調達額は含まないものとする。また、月別若しくは時間帯別に異なる単価は使用せず、基本料金単価の設定は行わないものとする。
- ④ 契約単価には、設備の設置、運転・維持管理、保守点検、撤去、使用電力の環境価値や租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の費用を含めるものとする。
- ⑤ 契約単価の積算に当たっては、市が交付する補助金相当額を控除して行うこと。

(2) 事前調査

事業者は、事業実施に当たって、対象施設について以下のとおり作業を行うこと。また、結果を書面によりまとめ市に提出すること。

① 構造調査

ア 対象施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を行うこと。また、現地調査、施工及び保守点検等を行う際には、事業者が入間市環境経済部エコ・クリーン政策課と事前に日程を調整した上で施設に立ち入ること。なお、構造調査、現地調査を実施した場合に、既設設備を破損又は機能を損失させた場合は、事業実施の成否に関わらず、全て事業

者の負担により当該設備機能の現状復旧を行うものとする。

イ 設備を設置した際における荷重の増加や台風等の風圧による施設の耐久性等について、施設の耐荷重の範囲内で設置する設備等を検討し、結果を書面により報告すること。

ウ 対象施設において、太陽光発電設備の設置場所は市と協議の上決定すること。

エ 上記「ア」の調査結果を踏まえ、設備設置に係る課題等に関し、施設管理者等と協議すること。なお、設計図面から新たに構造計算を行わなければならない施設や、破壊検査等の追加調査を行わなければ構造計算ができない施設をはじめ、構造上設置が困難又は設置後の安全確保が困難と判断される施設は、市と協議の上で設置しないものとする。また、対象施設の屋上及び屋根のうち、無線通信機器、空調機器、防雷及び被雷設備等が設置されている場所については、当該機器を避け、当該機器の点検、修理及び更新時に支障とならないよう配慮して設備を設置すること。

(3) 設備容量の検討

- ① 太陽光発電設備については、平常時の使用電力について、発電した電力を最大限自家消費することができるものとし、調査結果、電力シミュレーション及び効率的な設備稼働などの視点から適宜精査し、適切な容量とすること。
- ② 蓄電池の併用についても検討し、再生可能エネルギーの最大限利用に努めること。(蓄電池の設置については、必須ではない。)

(4) 現地調査

- ① 現地調査を行う際には、太陽光発電設備などの設置にかかる課題等を整理すること。
- ② 現地調査及び施設管理者との協議により、実際に設置できる太陽光発電設備の面積を確定し、設置面積とする。

(5) 各種関係手続

- ① 事業にあたって、各種法令の規定に基づく届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁等にて必要な手続きを行うこと。特に、太陽光発電設備設置に係る建築基準法

の高さ制限や消防法の規制については十分留意すること。

- ② 事業者は、現地調査、設備容量検討及び構造調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類とともに、結果を市に提出する。市が結果を確認し、設備設置可能と判断した施設のみ、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産目的外使用許可を申請する。
- ③ 事業者は、施設を事業以外の用途に使用しないこと。
- ④ 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の目的外使用許可を申請すること。
なお、目的外使用許可を受ける際には、入間市行政財産の使用料に関する条例（昭和 50 年 3 月 29 日条例第 3 号）第 5 条に基づき、施設使用料は免除とする。
- ⑤ 事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担は、別紙のとおりとする。なお、これに定めのないものについては協議により決定する。
- ⑥ 設備を設置した施設について、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び移設に応じること。

(6) 設備仕様

- ① 太陽光発電設備に係る設計、材料、工事、維持管理にあたっては、電気事業法、建築基準法、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(FIT 法)、廃棄物及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守すること。
- ② 事業者は、構造調査や設備設置に係る設計、手続等を行った後に、施設への設備の設置を行う。
- ③ 各施設に導入する設備は、平時において最大限自家消費に資するものとし、災害時には自立的に稼働する機能を有するものとする。
- ④ 太陽光発電設備の据付けは、建築基準法施行令第 39 条、J I S C 8955:2017「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」及び電気設備の技術基準の解釈第 46 条に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- ⑤ 設備機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うこ

と。

- ⑥ 太陽光発電設備はJ E T 認証を取得したものであること、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

(7) 近隣住民等への配慮

- ① 大きな騒音が出る工事は近隣の住宅等に十分配慮した時間帯・日程で行うこと。
- ② 工事中の安全対策・施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者が十分に行うこと。
- ③ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合は対策を施すこと。
- ④ 事業者は、太陽光発電設備や蓄電池の設置工事もしくは運用に伴い近隣住民より光害や騒音等の苦情を受けた際には「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月環境省）」等を参考に誠実に対応すること。

(8) 工事関係

- ① 工事に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書の最新版に準拠すること。ただし、特別な事情が生じた場合には別途協議により決定する。
- ② 事業者は、現地調査の結果等を基に、発電した電気を対象施設が効果的に自家消費できるよう設計した設備を導入し、当該設備の運転管理及び維持管理等を自らの責任で行う。なお、発電した電気は、導入した施設で最大限自家消費できるものとする。また、事業者は、設備の導入及び運用等で、当該施設の既存施設等に悪影響を及ぼさないようにすること。
- ③ 事業者は、提案した設備容量以上の太陽光発電設備を設置しなければならない。ただし、現地調査等により、安全性や効率性からやむを得ないと市が判断した場合に限り、設備容量を減少させることができる。
- ④ 設備を設置した施設について、別に、屋上、屋根その他改修工事等が実施される場合は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び移設に応じること。また、設備の移設に伴う費用負担が発生した場合、市の負担において一時撤去及び再設置を行う。

なお、一時撤去及び再設置の方法については、市と事業者で協議する。

- ⑤ 設置工事に係る費用負担の増加による損失は、原則として、事業者のみが負担すること。
- ⑥ 設置時や事業実施中又は撤去の際に対象施設（防水層等）を破損した場合は、事業者の負担で原状回復すること。
- ⑦ 事業者は、工事・運営や設備の設置に関すること及び非常時の設備操作マニュアル等について、各施設管理者等への説明を行うこと。内容等については市と協議の上決定する。
- ⑧ 本事業は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用して行うものであることから、当該交付金を最大限活用できるよう、条件等に十分留意すること。
- ⑨ 事業者は公共施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、配置図、平面図、立面図、展開接続図及び施設の電気設備への接続部分の単線結線図（PDF形式データ）、工程表を市に提出し、承認を受けること。
- ⑩ 施工に当たり、市の所有施設の利用や安全に支障をきたさないよう、近隣住民への周知や、施設管理者と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し実施すること。
- ⑪ 工事中の安全対策等（各施設の職員や利用者、工事作業員等の安全確保等を含む。）について、各施設管理者との調整等を行う現場業務責任者を1人選任し、選任通知書を各施設管理者に提出すること。ただし、現場業務責任者が当該施設の統括管理を全うできないと判断される場合は、市は現場業務責任者の変更及び追加指示をすることができるものとする。また、事業者が正当な事由により現場業務責任者を変更する場合は、市と協議の上、変更通知書を各施設管理者に提出すること。
- ⑫ 日影、反射光、輻射熱、騒音、無線設備への雑音発生等による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこと。近隣住民及び施設管理者から苦情等があった場合は、誠実かつ速やかに適切な対応をすること。

なお、周辺への影響を取り除くことが困難な場合は、当該施設を対象施設から除外することについて、市と協議すること。

- ⑬ 既設設備等の管理、保守点検、運用、自家発電機起動等のシステムや施設の維持管理に支障をきたさない計画とすること。

また、施設の電気設備への接続先及び接続方法については、当該機器の点検、修理及び更新時に支障をきたさないよう配慮すること。

- ⑭ 設備の設置に際しては、極力、対象建物に停電等が発生しない方法を優先する。停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電のお知らせ・ビラ等）を作成し、市と事前協議の上、既存施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うものとする。

- ⑮ 系統連系に係る一般送配電事業者その他関係者への協議については、事業者が行うこと。また、当該施設の受変電設備を改造する必要がある場合は、あらかじめ当該施設の電気主任技術者と協議すること。

なお、改造に係る費用は事業者が負担すること。

- ⑯ 当該施設の受変電設備の電気事故等が発生し、事業者が設置した設備に影響が及んだ場合、設備の復旧については、事業者負担により行うこと。

- ⑰ 着工7日前までに施工図、工事終了後14日以内に竣工図を提出すること。

- ⑱ 施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。

- ⑲ 工事完成時には、市の確認を受けること。

- ⑳ 工事完成時には、以下の資料を施設ごとに2部作成し、市に引き渡すこと。

なお、完成図面は、PDF形式データのほかにオリジナルCADデータも提出すること。ただし、DWG、JWW、DXF形式に限る。

ア 完成図面製本（二ツ折り製本A2版及びA4版）

イ 完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書）

ウ 施工記録（工事写真及び工事監理記録及び試験成績書及び各種許認可書の写し等）

(9) その他

- ① 事業者は市及び市が別途選任する当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保安及び保全の内容並びに費用負担等を協議することとし、設置する設備の保安に係る責任及び費用を負担すること。

- ② 事業者は設備に漏電、地絡、短絡等の電気事故が発生した場合に施設に影響が及ばないよう、保護継電器等の装置を設けること。なお、設置施設については、設置施設については、設置予定の太陽光発電機器の重量分を屋根部分へ積載可能かどうか、屋根の強度計算上の確認作業を設計施工会社へ依頼し、必要な場合補強設計も併せて依頼し、事業実施前に施工すること。これらの費用は全て事業者側が負担すること。
- ③ 事業実施中に施設に雨漏りが生じた場合には、事業者は原因究明に協力するとともに、原因が設備設置に起因する場合には、事業者が責任を負い、事業者負担により速やかに修復すること。
- ④ 事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険や施設賠償責任保険等に加入し、市へ写しを提出すること。また、市及び第三者損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的な理由があるものや、現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うこと。
- ⑤ 事業者からの提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者のみが負担しなければならない。
- ⑥ 事業者は市に設備の維持管理計画書を提出し、市の承諾した維持管理計画書に基づいて、設備の必要な維持管理を行うこと。なお、その維持管理が計画どおりでなく、また不十分である時は、市が事業者に対して必要な設備のメンテナンスを命じ、事業者の負担にて応じること。
- ⑦ 事業の進行に合わせて適宜協議打ち合わせを実施すること。打合せをした場合、事業者は議事録を作成し相互に確認したものを市に提出すること。
- ⑧ 市が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、市が指定した期限までに全貸与資料を返却すること。
- ⑨ 事業者は業務上知り得た内容、情報等を、市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- ⑩ その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定すること。

第2章 一般事項

1 適用範囲

この仕様書は、入間市公共施設PPA事業に適用する。

事業者は、この仕様書に明記されていない事項、業務上疑義が生じた事項及び本業務の遂行に当たり必要と思われる事項については、本市へ提案し、本市と協議の上で決定し、実施するものとする。

2 業務項目

業務に係る項目は、この仕様書及び本市の契約約款によるものとする。

3 事業完了報告

受託者は、本業務の完了後、速やかに事業完了届を本市に提出し、事業完了報告を行うこととする。

提出先：入間市環境経済部エコ・クリーン政策課（入間市役所本庁舎B棟4階）

4 その他

- (1) 本件契約に関する契約保証金については、入間市契約規則（昭和40年規則第7号）の規定を適用する。
- (2) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。

担 当

入間市環境経済部エコ・クリーン政策課（担当：村上）

〒358-8511

埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号

電話：04-2964-1111（内線4262）

ファックス：04-2965-0232

E-mail：ir240500@city.iruma.lg.jp